$\sum_{n=8}$	$\sum_{n=8}$
C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第７条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第７条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
D_8 ＝ 0.012	D_8 ＝ 0.012
D_9 ＝ 0.023	D_9 ＝ 0.023
D_{10} ＝ 0.025	D_{10} ＝ 0.025
D_{11} ＝ 0.024	D_{11} ＝ 0.024
D_{12} ＝ 0.025	D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.028	D_{13} ＝ 0.028
D_{14} ＝ 0.028	D_{14} ＝ 0.028
D_{15} ＝ 0.031	D_{15} ＝ 0.032
D_{16} ＝ 0.031	D_{16} ＝ 0.032
D_{17} ＝ 0.027	D_{17} ＝ 0.028
D_{18} ＝ 0.027	D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.026	D_{19} ＝ 0.026
D_{20} ＝ 0.02651	D_{20} ＝ 0.02656
D_{21} ＝ 0.02807	D_{21} ＝ 0.02810
D_{22} ＝ 0.02815	D_{22} ＝ 0.032
D_{23} ＝ 0.031	D_{23} ＝ 0.031
D_{24} ＝ 0.029	D_{24} ＝ 0.030
D_{25} ＝ 0.030	D_{25} ＝ 0.030
D_{26} ＝ 0.029	D_{26} ＝ 0.029
D_{27} ＝ 0.028	D_{27} ＝ 0.022
D_{28} ＝ 0.0218	D_{28} ＝ 0.0218
D_{29} ＝ 0.0214	D_{29} ＝ 0.0011
D_{30} ＝ 0.00105	D_{30} ＝ 0.00105
$D_{令元}$ ＝ 0.00064	$D_{元}$ ＝ 0.00064
$D_{令2}$ ＝ 0.00107	
α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）	α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）
算式	算式
$(a \diagup b \times 100) \times 0.125 + 0.875$	$(a \diagup b \times 100) \times 0.125 + 0.875$